

# 大地みらい信用金庫でんさいサービス

## 電子証明書について

### 1 電子証明書の取得

電子証明書を現在ご利用中のパソコンに取得する作業です。電子証明書を取得することにより、電子証明書方式で大地みらい信用金庫でんさいサービス（以下、でんさいサービス）をご利用いただけるようになります。

電子証明書の取得は、初回のご利用時のほか、電子証明書の有効期限切れ、紛失等による電子証明書の再発行後にも必要になります。

なお、既に当金庫の WEB-FB サービスをご利用のお客さまは、WEB-FB サービスでご使用いただいている電子証明書を、そのままでんさいサービスでもご利用いただけますので、新たに電子証明書を取得する必要はございません。

#### 電子証明書取得の前にご確認ください

- 電子証明書の取得ができる期間は、次のとおりとなります。  
管理者の方：当金庫に利用申込を行ってから約 80 日間  
利用者の方：管理者の方が電子証明書の発行を行ってから 80 日間  
80 日間を過ぎますと電子証明書の取得ができなくなりますので、速やかに電子証明書の取得を行ってください。
- 電子証明書の取得は、必ずでんさいサービスをご利用になるパソコンで行ってください。
- 電子証明書は、パソコンのユーザ単位で取得しますので、ご利用されるユーザでパソコンにログインのうえ取得してください。
- **電子証明書は、重要なものとなりますので、取得したパソコンとあわせて厳重に管理してください。**
- 電子証明書の有効期間は、取得後 1 年間です。（1 年後に電子証明書の更新を行ってください。）

#### 電子証明書の取得

電子証明書の取得を行います。ログイン画面より「電子証明書取得」ボタンを押してください。

#### ※ご注意ください

- 引き続き利用者の電子証明書を取得される場合は、必ず全てのブラウザを閉じてからご利用ください。

# 大地みらい信用金庫でんさいサービス

## 電子証明書について

### 2 電子証明書の更新

お客様がご利用中の電子証明書には有効期限があり、「管理者・利用者」とともに、電子証明書取得後 1 年間となります。

電子証明書の更新は、有効期限が切れる 30 日前より有効期限日まで実施することができます。更新が可能な期間中、ログイン後のサービス一覧画面に「証明書更新」ボタンが表示されますので、必ず有効期限内に電子証明書を更新してください。

#### ※ご注意ください

- 電子証明書の有効期限内に電子証明書の更新操作を行わないとでんさいサービスのご利用(ログイン)が出来なくなります。
- 万が一、電子証明書を有効期限内に更新することができなかった場合、90 日間以内であれば、取得時同様、ログイン画面の「電子証明書取得」ボタンより更新することができます。ただし、90 日間経過後は電子証明書の再発行手続きが必要となります。

### 3 電子証明書の失効・再発行

電子証明書の失効・再発行の手続きは、以下のとおりです。

- 管理者の方：当金庫お取引店窓口で失効・再発行申請を依頼してください。
- 利用者の方：管理者の方に電子証明書の再発行を依頼してください。

以上

#### 【お問い合わせ先】

大地みらい信用金庫  
事務部  
TEL:0153-24-4106